

○香川県警察本部Xアカウント運用要領の制定について

(令和5年9月29日付け香広被第183号)

香川県警察本部ツイッターアカウントについては「香川県警察本部ツイッターアカウント運用要領の制定について(通達)」(令和5年3月14日付け香広被第62号。以下「旧通達」という。)により行ってきたところであるが、この度、サービス名が「X(エックス)」に変更されたことから、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「香川県警察本部Xアカウント運用要領」を定め、本年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

## 香川県警察本部Xアカウント運用要領

### 第1 目的

この要領は、香川県警察本部Xアカウント（以下「県警本部X」という。）の運用に関し必要な事項を定め、もって県警本部Xの適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 運用体制

#### 1 総括運用責任者

本部に総括運用責任者を置き、広聴・被害者支援課長をもって充てる。総括運用責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 利用権の設定、利用規約の策定等の利用に係る基本設定に関すること。
- (2) 2に規定する運用責任者の作成した記事の投稿処理に関すること。
- (3) 県警本部Xに投稿した記事の管理に関すること。
- (4) その他県警本部Xの適正かつ円滑な運用を行う上で必要な事項に関すること。

#### 2 運用責任者

所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。運用責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 県警本部Xに投稿する記事の作成に関すること。
- (2) 県警本部Xに投稿した記事（自所属において作成したものに限る。）の管理に関すること。

### 第3 投稿の手続

1 運用責任者は、記事の投稿処理を依頼しようとするときは、別記様式の投稿処理依頼書により、総括運用責任者に投稿処理を依頼するものとする。

2 総括運用責任者は、1により投稿処理の依頼を受けたときは、内容の確認を行った後、速やかに、県警本部Xへの投稿処理を行うものとする。

### 第4 安全対策

総括運用責任者及び運用責任者は、県警本部Xに投稿した記事を随時点検し、記事の改ざん、同一又は類似のユーザー名による不適切な投稿の発見等に努めるとともに、当該事案を認知したときは、必要に応じて、速やかに適切な措置を講じるものとする。

## 第5 運用上の留意事項

- 1 運用責任者は、記事を投稿しようとするときは、著作権の有無、所在等に十分留意し、必要に応じ許諾を得るなど、適切な措置を講ずるとともに、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守した適正な個人情報の取扱いに努めるものとする。
- 2 県警本部Xへの投稿処理及びその依頼に当たっては、別に定める「香川県警察本部Xアカウント利用規約」に留意するものとする。

(別記様式 省略)